

印西市個人情報保護条例の一部改正に向けた今後の取り組みについて

1 「個人情報」の定義について

(1) 条例の現状

- 条例の現行の「個人情報」の定義（第2条第1号）

個人に関する情報（特定個人情報以外の個人に関する情報にあつては、法人その他の団体の役員としての氏名及び役職名を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができる情報又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報をいう。

(2) 法改正の概要

- 個人情報の保護に関する法律（以下「個情法」という。）及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行個法」という。）が改正され、**個人情報に該当するか否かの判断が困難ないわゆる「グレーゾーン」の解消のため**、「特定の個人を識別することができる情報」の定義のほか、「個人識別符号」が含まれるものも個人情報であると明確に示された。

- 個情法の改正後の「個人情報」の定義（第2条第1項）

この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。第十八条第二項において同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
- 二 個人識別符号が含まれるもの

- 「個人識別符号」は、個人情報の保護に関する法律施行令及び個人情報の保護に関する法律施行規則において、次のとおり規定されている。

- ・ 身体的特徴等を電子計算機の用に供するために変換した符号
 - DNAを構成する塩基の配列
 - 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌
 - 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様
 - 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化
 - 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様
 - 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状
 - 指紋又は掌紋
- ・ 対象者ごとに異なるものとなるように役務の利用、商品の購入又は書類に付される符号
 - 旅券の番号、基礎年金番号、運転免許証の番号、住民票コード及び個人番号
 - 国民健康保険の被保険者証の記号、番号及び保険者番号
 - 後期高齢者医療制度及び介護保険の被保険者証の番号及び保険者番号
 - 健康保険の被保険者証等の記号、番号及び保険者番号、公務員共済組合の組合員証等の記号、番号及び保険者番号、雇用保険被保険者証の被保険者番号並びに特別永住者証明書の番号等

(3) 市の対応

- 条例上の個人情報の定義を明確化するため、改正後の個人情報法及び行個法に合わせ、個人識別符号を含めたものに改める。

2 機微情報に係る規定について

(1) 条例の現状

○ 条例の現行の機微情報に係る規定

(収集の制限)

第8条 (略)

2 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の定め又は実施機関が法令上従う義務のある国若しくは県（以下「国等」という。）の機関の指示があるとき。
- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 印西市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要があると認めて収集するとき。

- 条例では、本人の内心の自由と深くかかわりのある情報で、不当な差別又は偏見が生じるおそれがあるもの（いわゆる機微情報）については、その取り扱いに対する本人の不安感の程度が強いこと、及び不適正に取り扱われた場合における個人の権利利益の侵害の危険性が高いことから、原則として収集を禁止している。収集制限がかけられている情報（以下「収集制限情報」という。）の項目は、条例第8条第2項各号列記以外の部分本文に規定する2項目であるが、次の場合には例外的に取り扱うことができる。

【例外とされる場合】

A 法令等の定め又は実施機関が法令上従う義務のある国等の機関の指示があるとき
法令等に根拠がある場合及び国等の機関からの指示で、実施機関に取扱義務がある場合

B 本人の同意があるとき

本人が当該個人情報取扱事務の目的を承知し、実施機関が収集することについて、同意をしている場合

C 審査会の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要があると実施機関が認めて収集するとき

A及びBに該当しない場合で、審査会に諮問し、答申を得た上で、収集が必要であると実施機関が判断する場合

(2) 法改正の概要

- 個情法及び行個法では、機微情報についての規定を設けていなかったが、改正により、「要配慮個人情報」として具体的項目が規定された。
- 個情法の改正後の「要配慮個人情報」の定義（第2条第3項）

この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

○ 個人情報及び行個法の条文において、規定された要配慮個人情報

①人種	世系又は民族的若しくは種族的出身
②信条	個人の基本的なものの見方や考え方。思想と信仰の双方を含む。
③社会的身分	人が社会において継続的に占めている地位。職業的地位は含まない。
④病歴	病気に罹患した経歴
⑤犯罪の経歴	有罪判決が確定した事実
⑥犯罪により害を被った事実	犯罪の被害を受けた事実
その他政令で定める記述が含まれる個人情報	

※ ①～⑦、⑩及び⑪は、条例の収集制限情報の項目と一致

⑧及び⑨も内容によっては、条例の収集制限情報の項目と一致

○ 政令で定める記述が含まれる要配慮個人情報

⑦身体障害、知的障害、精神障害その他の心身の機能の障害があること
⑧医師等により行われた健康診断その他の検査の結果
⑨医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと
⑩被疑者又は被告人として、刑事事件に関する手続が行われたこと
⑪非行少年等として、少年の保護事件に関する手続が行われたこと

(3) 市の対応

○ 収集制限情報の項目と要配慮個人情報の項目を一致させることとする。

○ 条例第2条の定義規定において、改正後の個人情報及び行個法に合わせ「要配慮個人情報」を定義し、併せて条例第8条第2項各号列記以外の部分本文について所要の改正を行う。

3 非識別加工情報制度の導入について

(1) 法改正の概要

- 個人情報法が改正され、民間事業者間におけるデータ取引やデータ連携を含むパーソナルデータ（個人の行動や状態等に関する情報）の利活用を促進し、新産業・新サービスの創出等に資するよう、民間事業者が保有する個人情報をもとに特定の個人を識別できないよう加工して、一定のルールの下で本人の同意を得ることなく目的外利用及び第三者提供を可能とする仕組みが設けられた。

また、行個法も同様の改正がされ、国の行政機関等が保有する個人情報を非識別加工情報として民間事業者に提供できる仕組みが設けられた。

(2) 検討課題

- 市が保有しているパーソナルデータに対する民間事業者のニーズが明らかでない。
- 市において、国と同様の個人情報を非識別化する技術を有することができるか。また、外部委託することとした場合の委託業者はあるのか。
- 国における個人情報保護委員会の役割（非識別加工情報の取扱いに関する監視・監督）を果たすことができるか。

(3) 他自治体の検討状況

- 他自治体における検討状況は、次のとおりである。

団体名	検討状況
千葉県	今年度中に審査会の意見を聴いた上で、検討を始める。
成田市	他市の動向を踏まえて検討を進める。
佐倉市	他市の動向を踏まえて検討を進める。

(4) 市の対応

- 他自治体での非識別加工情報に係る議論も見据えながら、国や他自治体で非識別加工情報の制度がどの程度活用されるか見極め、審査会の意見を聴いた上で、導入を検討する。

4 条例改正の方法とその時期について

(1) 検討課題

- 非識別加工情報制度を導入した場合には、条例の目的規定（第1条）をも改める必要が生じる。この場合の改正手法としては、目的規定、定義規定及び非識別加工情報に関する規定をまとめて改正することとなる。

（条例の現行の目的規定）

（目的）

第1条 この条例は、市の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正、削除並びに利用及び提供の中止を請求する権利を保障するため、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって公正で信頼される市政の推進に資することを目的とする。

（行個法の改正後の目的規定）

（目的）

第一条 この法律は、行政機関において個人情報の利用が拡大していることに鑑み、行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項及び行政機関非識別加工情報（行政機関非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。）の提供に関する事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

- 一方で、非識別加工情報制度の導入については、十分な検討期間を要するため、当該制度を導入するか否かを早期に決定することは困難であると思われることから、先行して定義規定のみを改正する方法も考えられる。
- これらを勘案して、改正方法とその時期を判断する必要がある。

(2) 市の対応

- 改正の時期をずらすことにより、**市民に**市では非識別加工情報制度を導入しないのかとの印象を与えることも考えられることから、基本的には国の改正に倣い同一の改正によることとする。しかしながら、非識別加工情報制度の導入について、結果的に見送るとの判断をした場合は、定義規定だけの改正を行うこととする。
- 非識別加工情報制度の導入については、他自治体においても極めて慎重な考えを示しており、周囲の動向を踏まえ改正することから、条例案の議会への上程は、平成30年第1回定例会（3月）以降において行うこととする。